

## 理由書

令和5年3月31日設定

(個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号に基づく「申請に関する処分」）

- 1 「保有個人情報の開示請求に対する処分」（第82条第1項及び第2項）
  - ・ 標準処理期間を設定しない理由  
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。
- 2 「保有個人情報の訂正請求に対する処分」（第93条第1項及び第2項）
  - ・ 標準処理期間を設定しない理由  
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。
- 3 「保有個人情報の利用停止請求に対する処分」（第101条第1項及び第2項）
  - ・ 標準処理期間を設定しない理由  
処分の期限が「法令の定め」に尽くされているため。